

(名称)

第1条 本会は、酪農学園医療互助会（以下「互助会」という。）と称する。

(目的)

第2条 互助会は、酪農学園大学・とわの森三愛高等学校（以下「大学・高校」という。）に修学する学生・生徒の医療に関する相互扶助を行い、健康の維持・増進を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 互助会の会員は、大学・高校に修学（学事暦で定めた入学式から卒業式まで）する学生・生徒とする。

2 互助会の会員は、会費を納付しなければならない。

(会員の資格喪失)

第4条 会員は、次の各号に定める事由に該当する場合は、その翌日から会員の資格を失う。

- (1) 卒業
- (2) 休学
- (3) 退学
- (4) 死亡
- (5) その他、学生・生徒の身分喪失

(会員証)

第5条 会員証は、大学が交付する学生証、高校が交付する身分証明書をもってこれに代える。

(会費)

第6条 会費は、年額2,000円とし、修学期間の年度はじめに納付するものとする。ただし、後学期に復学するものは、その学期はじめに納付するものとする。

2 納付した会費は、互助会の目的および性格上返還しない。ただし、4月30日までに休学願・退学願を提出した者には、返還する。

(会費の返還)

第7条 前条の規定にかかわらず、他の医療保険等により医療費の全額に相当する給付を受けることのできる会員は、所定の手続により会費の半額の返還を受けることができる。

2 会費の返還手続は、年度毎に各校の担当部署において取扱う。

(経費)

第8条 互助会の経費は、会費・寄付金および、預金利子等をもって充てる。

(会計年度)

第9条 互助会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(決算報告)

第10条 決算報告は、毎年学内に公示することとする。

(給付)

第11条 互助会は、第2条の目的を達成するため、会員の疾病負傷または、死亡について当該会員または、その遺族に対し医療費、弔慰金の給付を行う。

2 第7条に該当する会員は、疾病負傷による医療費の給付を受けることができない。

3 会員の資格を不正に利用した場合は、給付金を返還しなければならない。

(診療機関)

第12条 診療は、協定医および、他の病院・医院・診療所などの保険医療機関によるものとする。

2 協定医は、別表1に定める。

(医療給付)

第13条 会員の疾病負傷に関する医療費の給付は、医療保険診療適用の範囲内とする。

(医療費の査定)

第14条 医療費の査定は、社会保険診療報酬点数表に準拠して行う。

2 医療費証明の記載内容が不明で査定困難なものに対しては、医療費の給付を行わない。

(給付額)

第15条 会員が医療に要した経費に対する給付額は、次のとおりとする。

(1) 会員が医療保険を使用した場合は、本人負担医療費の100分の30とする。

(2) 会員が医療保険を使用しないで医療を受けた場合は、前項にかかわらず、医療費総額の100分の15とする。

(3) 給付額は10円未満切り捨てとする。

2 医療機関の指定薬局において、医師の処方箋による薬剤を購入した場合は、その費用に対しても前項の給付額を適用する。

3 給付金請求書は、別表に定める期日までに提出しなければならない。

4 給付金支給日から60日を経過しても受給しない場合は、給付金の権利を放棄したものとする。

(給付限度額)

第16条 会員1人に対する年間医療給付額の最高限度額は、100,000円とする。また、月間医療給付額の最高限度額は、24,030円とする。

(給付制限)

第17条 会員が自賠責保険または、原因者負担等により医療費の支払を受ける場合は、給付を行わない。

2 会員が交通三悪（飲酒運転・速度違反・無免許運転）を犯し、生じた事故による受傷については、給付を行わない。

(弔慰金)

第18条 会員が死亡した場合は、その遺族に対して弔慰金100,000円を支給する。

(予防対策費)

第19条 互助会は、会員の健康維持および増進を目的とした予防対策費（人件費・物品購入費等）を支出することができる。

(運営委員会)

第20条 互助会に、運営委員会を置く。

2 運営委員会の規程は別に定める。

(会長)

第21条 互助会の会長は、運営委員会の委員長とする。

(監事)

第22条 互助会に監事を置く。

2 監事は、大学は総合企画部長、高校は副校長をもって充てる。

3 監事は、互助会の会計を監査し、その結果を運営委員会に報告することとする。

(事務局)

第23条 互助会の事務局は、大学学生支援課に置く。

(雑則)

第24条 この会則に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、別に定める。

(会則の改廃)

第25条 この会則の改廃は、運営委員会において行う。

附 則

昭和31年4月実施	昭和59年4月改正	2012（平成24）年4月改正
昭和34年4月改正	昭和60年4月改正	2013（平成25）年4月改正
昭和39年4月改正	昭和63年4月改正	2018（平成30）年10月1日改正
昭和41年4月改正	1989（平成元）年4月改正	2021（令和3）年4月1日改正
昭和47年4月改正	1991（平成3）年4月改正	
昭和50年4月改正	1992（平成4）年4月改正	
昭和53年4月改正	1995（平成7）年6月改正	
昭和55年4月改正	1999（平成11）年3月改正	
昭和58年4月改正	2011（平成23）年4月改正	

附 則（2026年3月16日改正規程2025-314号）

この会則は、2026年4月1日から施行する。

別表 1 (第12条関係)

協定医

病 院 名	所 在 地	診 療 科 目
野 幌 病 院 佐伯耳鼻咽喉科医院	江別市野幌町53番地 江別市4条5丁目	内科・外科 耳鼻咽喉科